

法律名：内航海運組合法

1. 案内情報

- 手続名 : 海運組合設立の認可
- 手続根拠 : ・内航海運組合法第 28 条第 1 項
・内航海運組合法施行規則第 8 条
- 手続対象者 : 海運組合の発起人
- 提出時期 : 創立総会の終了後遅滞なく
- 提出方法 : 定款の内容を記載した申請書を作成し、国土交通大臣（海運組合の地区又は航路が一の地方運輸局等内にある場合は、当該地方運輸局長等）へ提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : (添付書類)・事業の種類ごとにその計画の概要を記載した書面
・役員となる者の氏名、住所及び略歴を記載した書面
・組合員等となる者の名簿
・創立総会の議事録の謄本
・組合員となる者が関係している航路の大要を記載した書面
(部数) 2 通
- 申請書様式 : 特になし
- 記載要覧・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先：

国土交通省海事局国内貨物課	0 3 - 5 2 5 3 - 8 6 2 7 (直通)
北海道運輸局運航部輸送課	0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 3 (直通)
東北運輸局運航部輸送課	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 5 8 (直通)
新潟運輸局運航部輸送課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 5 (直通)
関東運輸局運航部輸送課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 1 4 (直通)
中部運輸局運航部輸送課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 1 3 (直通)
近畿運輸局運航部輸送課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 1 6 (直通)
神戸海運監理部運航部輸送課	0 7 8 - 3 2 1 - 3 1 4 3 (直通)
中国運輸局運航部輸送課	0 8 2 - 2 2 8 - 3 6 7 9 (直通)
四国運輸局運航部輸送課	0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 7 8 (直通)
九州運輸局運航部輸送課	0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 3 (直通)
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 (直通)

- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

審査基準

- : ・ 営利を目的としないこと
- ・ 組合員が任意に加入し、または脱退することができること
- ・ 組合員の議決権及び選挙権が平等であること
- ・ 設立手続が法令に違反しないこと
- ・ 定款の内容が法令に違反しないこと
- ・ 海運組合の構成がその事業を行うのに適正なものであること

標準処理期間

: 1 . 5 ヶ月

不服申立方法

: (行政不服審査法の規定による)